

第5編 関係法令及び各種制度

資料-27 関係法令

法律名	制定日	最終改正日
災害対策基本法	昭和三十六年法律第二百二十三号	平成三十年六月二十七日（平成三十年法律第六十六号）
水防法	昭和二十四年法律第九十三号	平成二十九年五月十九日（平成二十九年法律第三十一号）
気象業務法	昭和二十七年法律第六十五号	平成二十九年五月三十一日（平成二十九年法律第四十一号）
大規模災害からの復興に関する法律	平成二十五年法律第五十五号	平成二十九年六月二日（平成二十九年法律第四十五号）
土砂災害警戒区域法等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	平成十二年法律第五十七号	平成二十九年五月十九日（平成二十九年法律第三十一号）
災害救助法	昭和二十二年法律第一百十八号	平成二十六年五月三十日（平成二十六年法律第四十二号）
激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律	昭和三十七年九月六日法律第五十号	平成二十四年八月二十二日（平成二十四年法律第六十七号）

資料-28 経済・生活面の支援

(1) 災害弔慰金

支援の種類	給付
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給します。 ● 災害弔慰金の支給額は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生計維持者が死亡した場合：市町村条例で定める額（500万円以下）を支給 ・ その他の者が死亡した場合：市町村条例で定める額（250万円以下）を支給
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害により死亡した方のご遺族です。 ● 支給の範囲・順位 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1. 配偶者、2. 子、3. 父母、4. 孫、5. 祖父母 ・ 上記のいずれも存しない場合には兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る） <p>※ 対象となる災害は、自然災害で1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害等です。</p>
お問い合わせ	市町村

(2) 災害障害見舞金

支援の種類	給付
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給します。 ● 災害障害見舞金の支給額は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生計維持者が重度の障害を受けた場合：市町村条例で定める額（250万円以下）を支給 ・ その他の者が重度の障害を受けた場合：市町村条例で定める額（125万円以下）を支給
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害により以下のような重い障害を受けた方です。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼が失明した人 2. 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人 3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人 5. 両上肢をひじ関節以上で失った人 6. 両上肢の用を全廃した人 7. 両下肢をひざ関節以上で失った人 8. 両下肢の用を全廃した人 9. 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人 <p>※ 対象となる災害は、自然災害で1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害等です。</p>
お問い合わせ	市町村

(3) 被災者生活再建支援制度

支援の種類	給付																			
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。 ● 支給額は、下記の2つの支援金の合計額になります。 (世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になります。) ■ 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">住宅の被害程度</th> </tr> <tr> <th>全壊等</th> <th>大規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ■ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">住宅の再建方法</th> </tr> <tr> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借(公営住宅を除く)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円。 ● 支援金の用途は限定されませんので、何にでもお使いいただけます。 詳しくは、内閣府の防災情報のページ「被災者生活再建支援法の概要」を参照してください。 		住宅の被害程度		全壊等	大規模半壊	支給額	100万円	50万円		住宅の再建方法			建設・購入	補修	賃借(公営住宅を除く)	支給額	200万円	100万円	50万円
	住宅の被害程度																			
	全壊等	大規模半壊																		
支給額	100万円	50万円																		
	住宅の再建方法																			
	建設・購入	補修	賃借(公営住宅を除く)																	
支給額	200万円	100万円	50万円																	
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅が自然災害(地震、津波、液状化等の地盤被害等)により全壊等(※)又は大規模半壊した世帯が対象です。 (※) 下記の世帯を含みます。 ■ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止、居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯 ■ 噴火災害等で、危険な状況が継続し、長期にわたり住宅が居住不能になった世帯(長期避難世帯) ● 被災時に現に居住していた世帯が対象となりますので、空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象になりません。 ※ 対象となる災害は、自然災害で1市町村において住居が10世帯以上全壊した災害等です。 																			
お問い合わせ	都道府県、市町村																			

(4) 災害援護資金

支援の種類	貸付（融資）												
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。貸付限度額等は次のとおりです。 												
	貸付限度額												
	①世帯主に1か月以上の負傷がある場合												
	ア 当該負傷のみ	150万円											
	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円											
	ウ 住居の半壊	270万円											
	エ 住居の全壊	350万円											
	②世帯主に1か月以上の負傷がない場合												
	ア 家財の3分の1以上の損害	150万円											
	イ 住居の半壊	170万円											
ウ 住居の全壊（エの場合を除く）	250万円												
エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円												
貸付利率	年3%（据置期間中は無利子）												
据置期間	3年以内（特別の場合5年）												
償還期間	10年以内（据置期間を含む）												
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ● 以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上 2. 家財の1/3以上の損害 3. 住居の半壊又は全壊・流出 ● 所得制限があります。表の額以下の場合が対象です。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">世帯人員</th> <th>市町村税における前年の総所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>220万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>430万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>620万円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>730万円</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は、1,270万円とします。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 対象となる災害は、自然災害で都道府県において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合などの災害です。</p>	世帯人員	市町村税における前年の総所得金額	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は、1,270万円とします。
世帯人員	市町村税における前年の総所得金額												
1人	220万円												
2人	430万円												
3人	620万円												
4人	730万円												
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は、1,270万円とします。												
お問い合わせ	市町村												

(5) 生活福祉資金制度による貸付（緊急小口資金・福祉費（災害援護資金））

支援の種類	貸付（融資）																
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者や高齢者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図ることのために必要な経費を貸し付けるものです。 ● 生活福祉資金には、「緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用（緊急小口資金）」や「災害を受けたことにより臨時に必要な費用（福祉費（災害援護費）」）についての貸付があります。それぞれの貸付限度額等は次のとおりです。 <p>■ 緊急小口資金</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>10万円以内</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>無利子</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>貸付けの日から2月以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>据置期間経過後12月以内</td> </tr> </table> <p>■ 福祉費（生活救護資金）</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>150万円（目安）</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>貸付けの日から6月以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>据置期間経過後7年以内（目安）</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ● なお、大規模災害時には、貸付対象世帯の拡大や、据置期間や償還期間の拡大などの特例措置を実施することがあります。 ● このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。詳しくは、都道府県社会福祉協議会またはお住まいの地域の市町村社会福祉協議会にご相談ください。 	貸付限度額	10万円以内	貸付利率	無利子	据置期間	貸付けの日から2月以内	償還期間	据置期間経過後12月以内	貸付限度額	150万円（目安）	貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%	据置期間	貸付けの日から6月以内	償還期間	据置期間経過後7年以内（目安）
貸付限度額	10万円以内																
貸付利率	無利子																
据置期間	貸付けの日から2月以内																
償還期間	据置期間経過後12月以内																
貸付限度額	150万円（目安）																
貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%																
据置期間	貸付けの日から6月以内																
償還期間	据置期間経過後7年以内（目安）																
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ● 低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯 ● 災害援護資金については、災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外 																
お問い合わせ	都道府県社会福祉協議会または市町村社会福祉協議会																

(6) 母子父子寡婦福祉資金貸付金

支援の種類	貸付（融資）
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 母子父子寡婦福祉資金とは、母子家庭や父子家庭、寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。 ● 災害により被災した母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対しては、償還金の支払猶予などの特別措置を講じます。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ● 母子福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。） <ol style="list-style-type: none"> 1. 母子家庭の母（配偶者のない女子で現に児童を扶養している方） 2. 母子・父子福祉団体（法人） 3. 父母のいない児童（20歳未満） ● 父子福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。） <ol style="list-style-type: none"> 1. 父子家庭の父（配偶者のない男子で現に児童を扶養している方） 2. 母子・父子福祉団体（法人） 3. 父母のいない児童（20歳未満） ● 寡婦福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。） <ol style="list-style-type: none"> 1. 寡婦（かつて母子家庭の母であった方） 2. 40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の方
お問い合わせ	都道府県・市（福祉事務所設置町村含む。）の福祉事務所

(7) 年金担保貸付、労災年金担保貸付

支援の種類	貸付（融資）						
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 国民年金、厚生年金保険、労災年金を担保に、保健・医療や住宅改修資金などを融資するものです。 ● 貸付限度額等は次のとおりです。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">貸付限度額</td> <td>次のうち最も低い額 <ul style="list-style-type: none"> ・ 年金額の0.8倍以内 ・ 各支払期の返済額の15倍以内（原則2年半で返済できる額） ・ 200万円以内（一部の用途は80万円以内） </td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>保健・医療や住宅改修資金など</td> </tr> <tr> <td>保証人等</td> <td>年金証書を預けるとともに、信用保証制度の加入または1名以上の連帯保証人が必要</td> </tr> </table> <p>※ 金利については独立行政法人福祉医療機構ホームページ又は下記お問い合わせ先にご確認ください。</p>	貸付限度額	次のうち最も低い額 <ul style="list-style-type: none"> ・ 年金額の0.8倍以内 ・ 各支払期の返済額の15倍以内（原則2年半で返済できる額） ・ 200万円以内（一部の用途は80万円以内） 	対象経費	保健・医療や住宅改修資金など	保証人等	年金証書を預けるとともに、信用保証制度の加入または1名以上の連帯保証人が必要
貸付限度額	次のうち最も低い額 <ul style="list-style-type: none"> ・ 年金額の0.8倍以内 ・ 各支払期の返済額の15倍以内（原則2年半で返済できる額） ・ 200万円以内（一部の用途は80万円以内） 						
対象経費	保健・医療や住宅改修資金など						
保証人等	年金証書を預けるとともに、信用保証制度の加入または1名以上の連帯保証人が必要						
活用できる方	● 年金受給者の方が対象です。						
お問い合わせ	独立行政法人福祉医療機構 03-3438-0224（厚生年金、労災年金等）						

(8) 恩給担保貸付

支援の種類	貸付（融資）					
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 恩給等を担保に、教育費や居住関係費、事業資金等を融資するものです。 ● 貸付限度額等は次のとおりです。 					
	貸付限度額	<table border="1"> <tr> <td>恩給</td> <td>250万円以内、ただし恩給の年金の3年分以内</td> </tr> <tr> <td>共済年金</td> <td>250万円以内、ただし共済年金の年額の1.8年分以内（生活費は100万円以内）</td> </tr> </table>	恩給	250万円以内、ただし恩給の年金の3年分以内	共済年金	250万円以内、ただし共済年金の年額の1.8年分以内（生活費は100万円以内）
	恩給	250万円以内、ただし恩給の年金の3年分以内				
	共済年金	250万円以内、ただし共済年金の年額の1.8年分以内（生活費は100万円以内）				
	対象経費	住宅などの資金や事業資金				
保証人等	恩給等の証書を預けることが必要					
<p>※1 金利については株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫にご確認ください。</p> <p>※2 共済年金による融資の貸付限度額は、年額の1年分以内になるまで毎年0.2年分ずつ段階的に引き下げを行います。</p>						
活用できる方	● 恩給等の受給者の方が対象です。					
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫 各支店にお問い合わせください 沖縄振興開発金融公庫 電話 098-941-1798（沖縄に住所を有する方）					

(9) 幼稚園への就園奨励事業

支援の種類	減免
制度の内容	● 保護者の所得状況に応じて、幼稚園の入園料・保育料を軽減します。
活用できる方	● 幼稚園に通う園児の保護者（避難をされている方も、この制度を活用することができます。）
お問い合わせ	市町村、幼稚園

(10) 教科書等の無償給与（災害救助法）

支援の種類	現物支給
制度の内容	● 災害救助法に基づく学用品の給付は、災害により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給します。
活用できる方	● 災害救助法が適用された市町村において、住宅に被害を受け学用品を失った小・中学校、高等学校等の児童・生徒（特別支援学校、養護学校の小学児童及び中学部生徒、中等教育学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒を含む）が対象です。
お問い合わせ	都道府県、災害救助法が適用された市町村

(11) 特別支援学校等への就学奨励事業

支援の種類	給付・還付、現物支給・現物貸与
制度の内容	● 被災により、特別支援学校等への就学支援が必要となった幼児、児童又は生徒の保護者を対象に通学費、学用品等を援助します。
活用できる方	● 被災により新たに特別支援教育就学奨励費事業の対象となった世帯及び支弁区分が変更となった世帯
お問い合わせ	都道府県、市町村、学校

(12) 小・中学生の就学援助措置

支援の種類	給付・還付
制度の内容	● 被災により、就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、新入学用品費、通学費、校外活動費、学校給食費等を援助します。
活用できる方	● 被災により、就学が困難となった児童・生徒の保護者。なお、避難をされている方も、この制度を活用することができます。
お問い合わせ	都道府県、市町村、学校

(13) 高等学校授業料等減免措置

支援の種類	減免・猶予
制度の内容	● 災害による経済的な理由によって授業料等の納付が困難な生徒を対象に、授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料等の徴収猶予又は減額、免除します。
活用できる方	● 地方公共団体の長が天災その他特別の事情のある場合において減免を必要とすると認める方が対象です。
お問い合わせ	都道府県、市町村、学校

(14) 大学等授業料等減免措置

支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	● 災害により、家計が急変した等の理由により授業料等の納付が困難な学生を対象に、各学校（大学、短期大学、大学院、高等専門学校）において授業料等の減額、免除を行います。 ※ 具体的な基準や減額などは、学校ごとに異なります。
活用できる方	● 各大学等において、減免等を必要とすると認める方が対象です。
お問い合わせ	在籍する各学校（授業料担当窓口）

(15) 国の教育ローン

支援の種類	貸付（融資）						
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 入学資金・在学資金等の教育資金を融資するものです。 ● 貸付限度額等は次のとおりです。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>学生・生徒1人あたり 350万円以内</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>学校納付金、受験にかかった費用、教科書代、定期代、下宿代等</td> </tr> <tr> <td>保証人等</td> <td>（公財）教育資金融資保証基金または連帯保証人（学生・生徒の4親等以内の親族（学生・生徒の配偶者は除く）に限る）が必要</td> </tr> </table> <p>※ 金利については株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫にご確認ください。</p>	貸付限度額	学生・生徒1人あたり 350万円以内	対象経費	学校納付金、受験にかかった費用、教科書代、定期代、下宿代等	保証人等	（公財）教育資金融資保証基金または連帯保証人（学生・生徒の4親等以内の親族（学生・生徒の配偶者は除く）に限る）が必要
貸付限度額	学生・生徒1人あたり 350万円以内						
対象経費	学校納付金、受験にかかった費用、教科書代、定期代、下宿代等						
保証人等	（公財）教育資金融資保証基金または連帯保証人（学生・生徒の4親等以内の親族（学生・生徒の配偶者は除く）に限る）が必要						
活用できる方	● 世帯の年収（所得）に関する上限額の設定（所得制限）あり						
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター 電話 0570-008656 沖縄振興開発金融公庫 電話 098-941-1798（沖縄に住所を有する方）						

(16) 緊急採用奨学金

支援の種類	貸与
制度の内容	● 災害等により、家計が急変した学生・生徒に対して、緊急採用奨学金の貸与を実施します。
活用できる方	● 大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校（専門課程）の学生・生徒
お問い合わせ	在籍する各学校（奨学金担当窓口）

(17) 児童扶養手当等の特別措置

支援の種類	給付
制度の内容	● 被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講じます。
活用できる方	● 障害者・児のいる世帯、児童扶養手当受給者世帯
お問い合わせ	市町村

(18) 地方税の特別措置

支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方税の減免 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税（個人住民税、固定資産税、自動車税など）について、一部軽減又は免除を受けることができます。 ● 徴収の猶予 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収の猶予を受けることができます。 ● 期限の延長 災害により申告・納付等を期限までにできない方は、その期限が延長されます。これには、都道府県・市町村が条例で一律に期限を延長している場合と都道府県・市町村への申請により延長が認められる場合があります。一律に期限を延長している場合には手続きは必要ありません。詳しくは、お住まいの都道府県・市町村にお問い合わせください。
活用できる方	● 災害によりその財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方が対象となります。
お問い合わせ	都道府県、市町村(税務課など)

(19) 国税の特別措置

支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 申告などの期限の延長 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできない場合、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。これには、地域指定による場合と個別指定による場合とがあります。 ● 納税の猶予 災害により被害を受けた場合、税務署長に申請をすることにより、納税の猶予を受けることができます。 ● 予定納税の減額 所得税の予定納税をされる方が災害により損失を受けた場合、税務署長に申請をすることにより、災害が発生した後に納期限の到来する予定納税について、減額を受けることができます。 ● 給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予など 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、給与所得者が税務署長に申請（一定のものについてはその支払者を経由して税務署長に申請）をすることにより所得金額の見積額に応じて源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。 ● 所得税の軽減 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、確定申告で、1. 所得税法に定める雑損控除の方法、2. 災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ● 申告などの期限の延長については、災害によりその期限までに申告、納付などをすることができないと認められる方が対象です。 ● 納税の猶予については、納税者（源泉徴収義務者を含みます。）で災害により全積極財産の概ね1/5以上の損失を受けた方又は災害などにより被害を受けたことに基づき国税を一時に納付することができないと認められる方が対象です。 ● 予定納税の減額については、所得税の予定納税をされる方で災害により損失を受け、その年の税額が前年より減少することが見込まれる方が対象です。 ● 給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予については、災害による住宅や家財の損害額がその住宅や家財の価額の1/2以上で、かつ、その年分の所得金額の見積額が1,000万円以下である方などが対象です。 ● 雑損控除については、災害により生活に通常必要な資産に損害を受けた方、災害に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）をした方が対象です。また、所得税についての災害減免法に定める税金の軽減免除については、損害額が住宅や家財の価額の1/2以上で、被害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方が対象です。
お問い合わせ	税務署

(20) 医療保険、介護保険の保険料・窓口負担の減免措置等

支援の種類	減免・支払猶予	
制度の内容	● 医療保険、介護保険の保険料・窓口負担について、減免措置等が講じられます。	
	国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険料及び窓口負担の減免・支払猶予	国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者について、保険料及び窓口負担の減免・支払猶予措置が講じられる場合があります。
	健康保険等の被保険者等の窓口負担の減免	健康保険等の被保険者等について、窓口負担の減免措置が講じられる場合があります。
	介護保険料及び窓口負担の減免	介護保険料の減免・支払猶予措置や、窓口負担の減免措置が講じられる場合があります。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害等による収入の減少などの特別な理由により、保険料・窓口負担の支払いが困難と認められる方 ● 保険者によって取扱が異なりますので、ご加入の医療保険制度保険者や市町村にご確認ください。 	
お問い合わせ	健康保険組合、全国健康保険協会、市町村（国民健康保険・介護保険）、国保組合、後期高齢者医療広域連合、共済組合などの各医療保険者・介護保険者の窓口	

(21) 障害福祉サービス等の利用者負担金の減免

支援の種類	減免
制度の内容	● 災害等による収入の減少などの特別な理由により、障害福祉サービス等に要する費用を負担することが困難である方に対し、利用者負担額の減免が講じられることがあります。
活用できる方	● 対象者については、都道府県、市町村が定めることとなります。
お問い合わせ	都道府県、市町村の障害福祉担当窓口

(22) 公共料金・使用料等の特別措置

支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害により被害を受けた被災者に対しては、都道府県や市町村において、各自治体が所管する公共料金や施設使用料、保育料等が軽減・免除されることがあります。 ● 電気、ガス、電話料金等についても、各種料金の軽減・免除が実施されることがあります。
活用できる方	● 対象者については、都道府県、市町村、関係事業者が定めることとなります。
お問い合わせ	都道府県、市町村、関係事業者

(23) 放送受信料の免除

支援の種類	減免
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害により被害を受けた受信契約者の放送受信料が一定期間免除されることがあります。 http://pid.nhk.or.jp/jushinryo/exemption_1.html
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ● 受信契約の住所の建物が、半壊・半焼又は床上浸水以上程度の被害を受けた方
お問い合わせ	日本放送協会 0570-077-077 (ナビダイヤル) 利用できない場合は、050-3786-5003

(24) 被災者（個人・個人事業主）の債務整理支援

支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）、サービス
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅ローンを借りている個人の方や、事業に必要な資金を借りている個人事業主の方で、自然災害（注）の影響によって災害前の借入の返済が困難となった方は、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を利用することにより、破産手続などの法的な手続によらず、債務の免除等を受けられます。 <p>（注）平成27年9月2日以降に災害救助法の適用を受けた自然災害</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガイドラインによる債務整理のメリットは次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 財産の一部を、ローンの支払いに充てずに、手元に残すことができます。 ・ 破産等の手続とは異なり、債務整理をしたことは、個人信用情報として登録されないため、その後の新たな借入に影響が及びません。 ・ 国の補助により弁護士等の「登録支援専門家」による手続支援を無料で受けることができます。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然災害の影響によって、災害前の住宅ローンや事業性ローン等の借入を返済することができないまたは近い将来において返済できないことが確実と見込まれる個人の債務者が対象になります。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ● ローンの借入先にお問い合わせください。

(25) 生活保護

支援の種類	給付・還付、現物支給・現物貸与															
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活に現に困窮している方に、生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行うものです。 ● 生活保護の受給にあたっては、各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、稼働能力等の活用が保護実施の前提になります。また、扶養義務者による扶養は保護に優先されます。 ● 生活保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されています。医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付が原則です。 ● 保護の基準は、厚生労働大臣が設定します。 <p>生活扶助額の例（※平成30年10月～）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>東京都区部</th> <th>地方郡部等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3人世帯（33歳、29歳、4歳）</td> <td>157,170円</td> <td>131,900円</td> </tr> <tr> <td>高齢者単身世帯（68歳）</td> <td>78,470円</td> <td>64,420円</td> </tr> <tr> <td>高齢者夫婦世帯（68歳、65歳）</td> <td>118,880円</td> <td>98,660円</td> </tr> <tr> <td>母子世帯（30歳、4歳、2歳）</td> <td>187,460円</td> <td>160,160円</td> </tr> </tbody> </table>		東京都区部	地方郡部等	3人世帯（33歳、29歳、4歳）	157,170円	131,900円	高齢者単身世帯（68歳）	78,470円	64,420円	高齢者夫婦世帯（68歳、65歳）	118,880円	98,660円	母子世帯（30歳、4歳、2歳）	187,460円	160,160円
	東京都区部	地方郡部等														
3人世帯（33歳、29歳、4歳）	157,170円	131,900円														
高齢者単身世帯（68歳）	78,470円	64,420円														
高齢者夫婦世帯（68歳、65歳）	118,880円	98,660円														
母子世帯（30歳、4歳、2歳）	187,460円	160,160円														
活用できる方	● 資産や能力等すべてを活用した上でも生活に困窮する方が対象です。															
お問い合わせ	都道府県、市町村															

(26) 生活困窮者自立支援制度

支援の種類	サービス、給付、現物支給
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉事務所を設置する地方公共団体の相談窓口において、様々な課題を抱える生活に困窮する方に対して、以下の各種支援を実施するほか、他の専門機関と連携して、一人ひとりの状況に合わせた包括的な支援を行うものです。 ・ 自立相談支援事業 相談者の抱えている課題を適切にアセスメントした上で、自立に向けた支援計画を作成し、伴走型の支援を行います。 ・ 住居確保給付金の支給 離職により住居を失った方等に対し、就職活動を支えるため、一定期間にわたり家賃相当額を支給します。 ・ 就労準備支援事業 就労に向けて準備が必要な方を対象に、生活習慣や社会参加能力の形成・改善を図りつつ、就労に必要な知識、意欲の向上に向けて、最長1年間の集中的な支援を行います。 ・ 家計改善支援事業 家計表を活用し、家計の状況を「見える化」するなど家計の状況を把握することや利用者の家計の改善の意欲を高めるための支援を行います。 ・ 一時生活支援事業 住居を持たない方に対し一定期間、宿泊場所や衣食の提供を行います。 ・ 子どもの学習支援事業 生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援や居場所づくり、親への養育支援等を通して、子どもの将来の自立に向けたきめ細かな支援を行います。 ・ 認定就労訓練事業 民間事業者の自主的な取組みとして、雇用による就業を継続して行うことが困難な方を対象に、その状況に応じた就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。
活用できる方	● 生活に困窮する方（一部の事業の利用には年齢や資産・収入に関する要件があります）
お問い合わせ	最寄りの自立相談支援機関（都道府県、市町村）

(27) 未払賃金立替払制度

支援の種類	立替（債権者向け）
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を、独立行政法人労働者健康安全機構が事業主に代わって支払います。 ● 対象となる未払賃金は、労働者が退職した日の6カ月前から立替払請求日の前日までに支払期日が到来している定期賃金と退職手当のうち未払となっているものです（上限有り）。ボーナスは立替払の対象とはなりません。また、未払賃金の総額が2万円未満の場合も対象とはなりません。 ● 立替払した場合は、独立行政法人労働者健康安全機構がその分の賃金債権を代位取得し、本来の支払責任者である使用者に求償します。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ● 次に掲げる要件を満たしている場合は立替払を受けることができます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 使用者が、 <ol style="list-style-type: none"> 1. 労災保険の適用事業に該当する事業を行っていたこと 2. 1年以上事業活動を行っていたこと 3. ア. 法律上の倒産（破産、特別清算、民事再生、会社更生の場合）をしたこと この場合は、破産管財人等に倒産の事実等を証明してもらう必要があります。 イ. 事実上の倒産（中小企業が事業活動を停止し、再開する見込みがなく、賃金支払能力がない場合）をしたこと この場合は、労働基準監督署長の認定が必要です。労働基準監督署に認定の申請を行って下さい。 (2) 労働者が、倒産について裁判所への申立て等（法律上の倒産の場合）又は労働基準監督署への認定申請（事実上の倒産の場合）が行われた日の6か月前の日から2年の間に退職した者であること
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ● 労働基準監督署 ● 独立行政法人労働者健康安全機構 未払賃金立替払相談コーナー 044-431-8663

(28) 雇用保険の失業等給付

支援の種類	給付
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合等に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付を一定の要件を満たした方に支給します。 ● 災害により雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職又は休業を余儀なくされた方に雇用保険の基本手当を支給する特例措置を実施します。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害救助法の適用を受ける市町村に所在する事業所に雇用される方で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業することとなったため、一時的に離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている方が対象です。 ● 激甚災害法第25条の規定が適用された場合に、激甚災害法の適用を受ける地域に所在する事業所に雇用される方で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業することになったため、休業を余儀なくされた方が対象です。
お問い合わせ	公共職業安定所

(29) ハロートレーニング（公的職業訓練）

支援の種類	給付・還付、サービス
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害により離職した者が、再就職のための技能や知識を身につける必要がある場合、無料で職業訓練が受けられます。 ● また、一定の要件を満たす場合、訓練期間中の生活を支援するための給付金が支給される制度もあります。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害により離職した者が、再就職のために職業訓練を受けて技能や知識を身につけることが必要で、かつその訓練を受けるために必要な能力等を有するなどの要件を満たしており、公共職業安定所長の受講あっせんを受けた者が対象です。
お問い合わせ	公共職業安定所

(30) 職業転換給付金（求職活動支援費、移転費、訓練手当）の支給

支援の種類	給付・還付
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 就職が困難な失業者などの再就職の促進を図るため、ハローワークの紹介により広域に渡る求職活動を行う場合や、就職または公共職業訓練等を受講するために住所を移転する場合にその費用の一部が支給されます。 ● また、訓練を行っている期間については訓練手当が支給されます。 <p>【求職活動支援費】 ハローワークを通じて広域の求職活動を行う場合に広域求職活動費（交通費実費、宿泊料）を、面接等又は公共職業訓練等を受講するために保育等サービスを利用する場合に求職活動関係役務利用費を支給。</p> <p>【移転費】 就職又は公共職業訓練等を受講するために住所を移転する場合に、移転費（交通費実費、移転料、着後手当）を支給。</p> <p>【訓練手当】 ハローワークの所長の指示により職業訓練を受講する場合に訓練手当を支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本手当 日額 3,530 円～4,310 円 ・ 受講手当 日額 500 円（40 日を限度） ・ 通所手当 月額 42,500 円まで ・ 寄宿手当 月額 10,700 円 <p>※ その他、就職が困難な失業者等を作業環境に適応させる職場適応訓練を実施した事業主に対して職場適応訓練費が支給される。</p>
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ● 激甚な災害を受けた地域において就業していて災害により離職を余儀なくされた方など。
お問い合わせ	公共職業安定所又は都道府県労働局、都道府県

(31) 法的トラブル等に関する情報提供

支援の種類	サービス
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 全国の日本司法支援センター（法テラス）地方事務所や全国统一窓口である法テラス・サポートダイヤル等において、利用者から面談、電話等によって問い合わせを受け付け、その内容に応じて、法的トラブルの解決に役立つ法制度や適切な窓口を無料で案内します。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用に際して制限はありません（法的トラブルかどうかわからない方も、お気軽にお問い合わせください）。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ● 法テラス・サポートダイヤル 0570-078374 ● 法テラスホームページ

(32) 弁護士費用の立替等に係る民事法律扶助制度

支援の種類	サービス、立替（債権者向け・債務者向け）																								
制度の内容	<p>日本司法支援センター（法テラス）では、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、次の援助を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 弁護士又は司法書士による無料法律相談（「法律相談援助」） ● 裁判所における民事・家事及び行政事件に関する手続又はそれに先立つ示談交渉等における弁護士又は司法書士費用（着手金・実費等）の立替え（「代理援助」） ● 裁判所に提出する書類の作成における司法書士又は弁護士費用（報酬・実費等）の立替え（「書類作成援助」） 																								
活用できる方	<p>次の要件を満たしている場合に援助を受けることができます。</p> <p>※ 法律相談援助の場合は（1）と（3）、代理援助と書類作成援助の場合は（1）から（3）のいずれも満たす必要があります。</p> <p>（1）資力が一定額以下であること</p> <p>① 月収が一定額以下であること</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>単身者</td> <td>182,000円以下（200,200円以下）</td> </tr> <tr> <td>2人家族</td> <td>251,000円以下（276,100円以下）</td> </tr> <tr> <td>3人家族</td> <td>272,000円以下（299,200円以下）</td> </tr> <tr> <td>4人家族</td> <td>299,000円以下（328,900円以下）</td> </tr> </table> <p>※（ ）内は、東京、大阪などの大都市の基準です。</p> <p>※ 5人家族以上は、1人増につき30,000円（33,000円）が加算されます。</p> <p>※ 医療費、教育費などの出費がある場合は、相当額が控除されます。</p> <p>※ 家賃・住宅ローンを負担している場合は、上記収入基準に下記の限度内でその全額が加算されます（東京都特別区については、別途定めあり。）。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>単身者</td> <td>／41,000円</td> <td>2人家族</td> <td>／53,000円</td> </tr> <tr> <td>3人家族</td> <td>／66,000円</td> <td>4人家族以上</td> <td>／71,000円</td> </tr> </table> <p>② 保有資産が一定額以下であること</p> <p>現金、預貯金、有価証券、不動産（自宅と係争物件を除く）などの保有資産の価値を合計して（法律相談援助の場合は、現金と預貯金のみの合計）、次の基準を満たす必要があります。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>単身者</td> <td>／180万円以下</td> <td>2人家族</td> <td>／250万円以下</td> </tr> <tr> <td>3人家族</td> <td>／270万円以下</td> <td>4人家族</td> <td>／300万円以下</td> </tr> </table> <p>※ 3か月以内に医療費、教育費などの出費がある場合は控除されます。</p> <p>（2）勝訴の見込みがないとはいえないこと</p> <p>和解、調停、示談成立等による紛争解決の見込みがあるもの、自己破産の免責見込みがあるものなども含みます。</p> <p>（3）民事法律扶助の趣旨に適すること</p> <p>報復的感情を満たすだけや宣伝のためといった場合、または権利濫用的な訴訟の場合などは援助できません。</p>	単身者	182,000円以下（200,200円以下）	2人家族	251,000円以下（276,100円以下）	3人家族	272,000円以下（299,200円以下）	4人家族	299,000円以下（328,900円以下）	単身者	／41,000円	2人家族	／53,000円	3人家族	／66,000円	4人家族以上	／71,000円	単身者	／180万円以下	2人家族	／250万円以下	3人家族	／270万円以下	4人家族	／300万円以下
単身者	182,000円以下（200,200円以下）																								
2人家族	251,000円以下（276,100円以下）																								
3人家族	272,000円以下（299,200円以下）																								
4人家族	299,000円以下（328,900円以下）																								
単身者	／41,000円	2人家族	／53,000円																						
3人家族	／66,000円	4人家族以上	／71,000円																						
単身者	／180万円以下	2人家族	／250万円以下																						
3人家族	／270万円以下	4人家族	／300万円以下																						
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ● 法テラス・サポートダイヤル 0570-078374 ● 法テラスホームページ 																								

資料-29 住まいの確保・再建のための支援

(1) 災害復興住宅融資（建設）

支援の種類	貸付（融資）																								
制度の内容 （独立行政法人住宅金融支援機構の場合）	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、住宅を建設する場合に受けられる融資です。 ● 融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅です。 ● 融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たす必要があります。 ● この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>構造等</th> <th>融資限度額 （※1）</th> <th>返済期間 （※2）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">基本融資額</td> <td>耐火構造</td> <td rowspan="3">1,650万円</td> <td rowspan="2">35年</td> </tr> <tr> <td>準耐火構造</td> </tr> <tr> <td>木造（耐久性）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>木造（一般）</td> <td></td> <td>25年</td> </tr> <tr> <td>特例加算額</td> <td></td> <td>510万円</td> <td rowspan="3">併せて利用する基本 融資額の返済期間と 同じ返済期間です。</td> </tr> <tr> <td>土地取得資金</td> <td></td> <td>970万円</td> </tr> <tr> <td>整地資金</td> <td></td> <td>440万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、融資限度額（建設資金2,160万円、土地取得資金970万円、整地資金440万円）又は機構による担保評価額（建物と敷地の合計額）のいずれか低い額が上限となります。</p> <p>※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む）全員がお亡くなりになるまでです。なお、元金据置期間は設定できません。</p> <p>（注）その他詳細については独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。</p>		構造等	融資限度額 （※1）	返済期間 （※2）	基本融資額	耐火構造	1,650万円	35年	準耐火構造	木造（耐久性）		木造（一般）		25年	特例加算額		510万円	併せて利用する基本 融資額の返済期間と 同じ返済期間です。	土地取得資金		970万円	整地資金		440万円
	構造等	融資限度額 （※1）	返済期間 （※2）																						
基本融資額	耐火構造	1,650万円	35年																						
	準耐火構造																								
	木造（耐久性）																								
	木造（一般）		25年																						
特例加算額		510万円	併せて利用する基本 融資額の返済期間と 同じ返済期間です。																						
土地取得資金		970万円																							
整地資金		440万円																							
活用できる方	ご自分が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を建設される方で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方が対象です。																								
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 0120-086-353 沖縄振興開発金融公庫 098-941-1850																								

(2) 災害復興住宅融資（新築住宅購入、リ・ユース住宅（中古住宅）購入）

支援の種類	貸付（融資）																																							
制度の内容 （独立行政法人住宅金融支援機構の場合）	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、新築住宅、リ・ユース住宅（中古住宅）を購入する場合に受けられる融資です。 ● 融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡（マンションの場合30㎡）以上175㎡以下の住宅です。 ● 融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。 ● この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。 <p>■ 新築住宅の購入</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>構造等</th> <th>融資限度額 （※1）</th> <th>返済期間 （※2）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">基本融資額</td> <td>耐火住宅</td> <td rowspan="3">2,620万円</td> <td rowspan="2">35年</td> </tr> <tr> <td>準耐火住宅 木造構造（耐久性）</td> </tr> <tr> <td>木造住宅（一般）</td> <td>25年</td> </tr> <tr> <td>特例加算額</td> <td></td> <td>510万円</td> <td>併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間です。</td> </tr> </tbody> </table> <p>■ リ・ユース住宅（中古住宅）の購入</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">融資限度額（※1）</th> </tr> <tr> <th>リ・ユース</th> <th>リ・ユースプラス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本融資額</td> <td>2,320万円</td> <td>2,620万円</td> </tr> <tr> <td>特例加算額</td> <td>510万円</td> <td>510万円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>建て方</th> <th>種別</th> <th>返済期間（※2）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一戸建て等</td> <td>リ・ユース住宅</td> <td>25年</td> </tr> <tr> <td>リ・ユースプラス住宅</td> <td>35年</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">マンション</td> <td>リ・ユースマンション</td> <td>25年</td> </tr> <tr> <td>リ・ユースプラスマンション</td> <td>35年</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、融資限度額（リ・ユース住宅及びリ・ユースマンションは2,830万円、新築住宅の購入、リ・ユースプラス住宅及びリ・ユースプラスマンションは3,130万円）又は機構による担保評価額（建物と敷地の合計額）のいずれか低い額が上限となります。</p> <p>※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む）全員がお亡くなりになるまでです。なお、元金据置期間は設定できません。</p>		構造等	融資限度額 （※1）	返済期間 （※2）	基本融資額	耐火住宅	2,620万円	35年	準耐火住宅 木造構造（耐久性）	木造住宅（一般）	25年	特例加算額		510万円	併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間です。		融資限度額（※1）		リ・ユース	リ・ユースプラス	基本融資額	2,320万円	2,620万円	特例加算額	510万円	510万円	建て方	種別	返済期間（※2）	一戸建て等	リ・ユース住宅	25年	リ・ユースプラス住宅	35年	マンション	リ・ユースマンション	25年	リ・ユースプラスマンション	35年
	構造等	融資限度額 （※1）	返済期間 （※2）																																					
基本融資額	耐火住宅	2,620万円	35年																																					
	準耐火住宅 木造構造（耐久性）																																							
	木造住宅（一般）		25年																																					
特例加算額		510万円	併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間です。																																					
	融資限度額（※1）																																							
	リ・ユース	リ・ユースプラス																																						
基本融資額	2,320万円	2,620万円																																						
特例加算額	510万円	510万円																																						
建て方	種別	返済期間（※2）																																						
一戸建て等	リ・ユース住宅	25年																																						
	リ・ユースプラス住宅	35年																																						
マンション	リ・ユースマンション	25年																																						
	リ・ユースプラスマンション	35年																																						
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ● ご自分が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を購入される方で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方が対象です。 																																							
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 0120-086-353 沖縄振興開発金融公庫 098-941-1850																																							

(3) 災害復興住宅融資（補修）

支援の種類	貸付（融資）										
制度の内容 （独立行政法人住宅金融支援機構の場合）	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、住宅を補修する場合に受けられる融資です。 ● 融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。 ● この融資は、融資の日から1年間の元金据置期間を設定できます（ただし、返済期間は延長できません）。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>融資限度額（※1）</th> <th>返済期間（※2）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本融資額</td> <td>730万円</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>整地資金</td> <td rowspan="2">440万円</td> <td rowspan="2">併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間です。</td> </tr> <tr> <td>引方移転資金</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、上記の融資限度額又は機構による担保評価額（建物と敷地の合計額）のいずれか低い額が上限となります。</p> <p>※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む）全員がお亡くなりになるまでです。なお、元金据置期間は設定できません。</p> <p>（注）その他詳細については、独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。</p>		融資限度額（※1）	返済期間（※2）	基本融資額	730万円	20年	整地資金	440万円	併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間です。	引方移転資金
	融資限度額（※1）	返済期間（※2）									
基本融資額	730万円	20年									
整地資金	440万円	併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間です。									
引方移転資金											
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ● ご自分が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を補修される方で、「罹災証明書」の発行を受けた方が対象です。 										
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 0120-086-353 沖縄復興開発金融公庫 098-941-1850										

(4) 住宅金融支援機構融資の返済方法の変更

支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 地震、津波、噴火、暴風雨又は洪水により被害を受けたご返済中の被災者（旧住宅金融公庫から融資を受けてご返済中の被災者を含む。）に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するものです。 ● 概要は次のとおりです。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 返済金の払込みの猶予：被災の程度に応じて、1～3年間 2. 払込猶予期間中の金利の引下げ：被災の程度に応じて、0.5～1.5%の金利引下げ（ただし、引下げ後の金利が0%を下回る場合は0.01%までの引下げ） ※ フラット35（買取型）の場合は0.5%引き下げた金利 3. 返済期間の延長：被災の程度に応じて、1～3年 ※ 支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、自己資金額等を加味した「罹災割合」に応じて決まります。詳しくは住宅金融支援機構又はお取り扱いの金融機関にご相談ください。 ※ （参考）住宅金融支援機構ホームページ http://www.jhf.go.jp/loan/hensai/hisai.html
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ● 以下のいずれかに該当し、被災後の収入が機構で定める基準以下となる見込みの方が対象です。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 融資住宅等が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方 2. 債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した方 3. 商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した方
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 災害専用ダイヤル（被災された方専用のダイヤル）0120-086-353

(5) 生活福祉資金制度による貸付（福祉費（住宅補修費））

支援の種類	貸付（融資）								
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。貸付限度額等は次のとおりです。 <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 100%;"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>250万円（目安）</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>貸付けの日から6月以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>据置期間経過後7年以内（目安）</td> </tr> </table> ● なお、大規模災害時には、貸付対象世帯の拡大や、据置期間や償還期間の拡大などの特例措置を実施することがあります。 ● このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。詳しくは、都道府県社会福祉協議会またはお住まいの地域の市町村社会福祉協議会にご相談ください。 	貸付限度額	250万円（目安）	貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%	据置期間	貸付けの日から6月以内	償還期間	据置期間経過後7年以内（目安）
貸付限度額	250万円（目安）								
貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%								
据置期間	貸付けの日から6月以内								
償還期間	据置期間経過後7年以内（目安）								
活用できる方	● 低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯								
お問い合わせ	都道府県社会福祉協議会または市町村社会福祉協議会								

(6) 母子父子寡婦福祉資金の住宅資金

支援の種類	貸付（融資）								
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。 ● 貸付限度額等は次のとおりです。 <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>200万円以内</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>連帯保証人がいる場合：無利子 連帯保証人がいない場合：年1.0%</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>6か月</td> </tr> <tr> <td>償還機関</td> <td>7年</td> </tr> </table> 	貸付限度額	200万円以内	貸付利率	連帯保証人がいる場合：無利子 連帯保証人がいない場合：年1.0%	据置期間	6か月	償還機関	7年
貸付限度額	200万円以内								
貸付利率	連帯保証人がいる場合：無利子 連帯保証人がいない場合：年1.0%								
据置期間	6か月								
償還機関	7年								
活用できる方	● 住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・父子・寡婦世帯が対象です。								
お問い合わせ	都道府県・市（福祉事務所設置町村含む。）の福祉事務所								

(7) 公営住宅への入居

支援の種類	現物支給・現物貸与
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 低所得の被災者の方は、都道府県又は市町村が整備する公営住宅に入居することができます。 ● 公営住宅の家賃は収入に応じて設定されますが、必要があると認められる場合は、一定期間、家賃が減免されることがあります。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ● 以下の要件を満たす方が対象です。 住宅困窮要件：災害によって住宅を失い、現に住宅に困窮していることが明らかな方 ※ 公営住宅に入居できる世帯の資格要件については、公営住宅を整備する地方公共団体（都道府県、市町村）で別に定める場合があります。
お問い合わせ	都道府県、市町村

(8) 特定優良賃貸住宅等への入居

支援の種類	現物支給・現物貸与
制度の内容	● 被災者の方は、都道府県、市町村、地方住宅供給公社、民間土地所有者等が整備する特定優良賃貸住宅等に入居することができます。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ● 以下の要件を満たす方が対象です。 ● 災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において賃貸住宅に入居させることが適当である者として都道府県知事が認めるもの（48万7千円以下で当該都道府県知事が定める額以下の所得のある者（15万8千円に満たない所得のある者にあつては、所得の上昇が見込まれる者）に限ります。）
お問い合わせ	都道府県、市町村

(9) 地域優良賃貸住宅への入居

支援の種類	現物支給・現物貸与
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の方は、都道府県、市町村、地方住宅供給公社、民間事業者等が整備する地域優良賃貸住宅に入居することができます。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> 以下の要件を満たす方が対象です。 災害等特別な事情があり、入居させることが適当と認められる世帯として、地方公共団体が地域住宅計画等に定めるものであって、その所得が38万7千円以下のもの。
お問い合わせ	都道府県、市町村

(10) 障害物の除去（災害救助法）

支援の種類	現物支給
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> 災害救助法に基づく障害物の除去は、災害によって、土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれ、日常生活を営むのに支障をきたしている方に対して、障害物を除去します。 障害物の除去は、都道府県又は市町村が業者等に委託して実施します。 障害物の除去の費用は、市町村内において行った1世帯当たりの平均が13万5,400円以内（平成30年度基準）です。ただし、この費用の額以内で対応できない場合は、事前に都道府県から国へ協議を行うことができます。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあって、自らの資力では当該障害物を除去できない方が対象です。なお、原則として敷地内については、住家への出入口等で日常生活に支障をきたすもの、放置しておくことが居住者等の生命に危険を及ぼす可能性のあるものを除去する場合も対象となります。 雪害の場合は、屋根に積もった雪なども放置すれば住家がつぶされる場合にも対象となります。
お問い合わせ	都道府県、災害救助法が適用された市町村

(11) 住宅の応急修理（災害救助法）

支援の種類	現物支給
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> 災害救助法に基づく住宅の応急修理は災害により住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理します。 応急修理は、市町村が業者に委託して実施します。 修理限度額は1世帯あたり58万4千円（平成30年度基準）です。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされます。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> 災害救助法が適用された市町村において、以下の要件を満たす方が対象です。①災害により住宅が半壊又は半焼した方 ②応急仮設住宅等に入居していない方 ③自ら修理する資力のない世帯（※大規模半壊以上の世帯については資力は問いません）。
お問い合わせ	都道府県、災害救助法が適用された市町村

(12) 宅地防災工事融資

支援の種類	貸付（融資）				
制度の内容 （独立行政法人住宅金融支援機構の場合）	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方公共団体から、宅地を土砂の流出などによる災害から守るための工事を行うよう改善勧告又は改善命令を受けた方に対して、のり面の保護、排水施設の設置、整地、擁壁の設置（旧擁壁の除去を含みます。）の工事のための費用を融資します。 <table border="1"> <tr> <td>融資限度額</td> <td>1,170万円又は工事費の9割のいずれか低い額</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>15年以内</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ※ その他詳細については、独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。 	融資限度額	1,170万円又は工事費の9割のいずれか低い額	償還期間	15年以内
融資限度額	1,170万円又は工事費の9割のいずれか低い額				
償還期間	15年以内				
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ● 宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、勧告又は改善命令を受けた方が対象です。 				
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 0120-086-353 沖縄振興開発金融公庫 098-941-1850				

(13) 地すべり等関連住宅融資

支援の種類	貸付（融資）																												
制度の内容 （独立行政法人住宅金融支援機構の場合）	<ul style="list-style-type: none"> ● 地すべりや急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある家屋を移転したり、これに代わるべき住宅を建設又は購入する場合にご利用いただけます。 ● 融資の対象となる地すべり等関連住宅には主に次のタイプがあります。 																												
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">地すべり関連住宅</td> <td>地すべり等防止法の規定による関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいいます。</td> </tr> <tr> <td>土砂災害関連住宅</td> <td>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいいます。</td> </tr> <tr> <td>密集市街地関連住宅</td> <td>密集市街地における防災街区の整備に関する法律の規定による勧告に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいいます。</td> </tr> </table>	地すべり関連住宅	地すべり等防止法の規定による関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいいます。	土砂災害関連住宅	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいいます。	密集市街地関連住宅	密集市街地における防災街区の整備に関する法律の規定による勧告に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいいます。																						
	地すべり関連住宅	地すべり等防止法の規定による関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいいます。																											
	土砂災害関連住宅	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいいます。																											
密集市街地関連住宅	密集市街地における防災街区の整備に関する法律の規定による勧告に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいいます。																												
<ul style="list-style-type: none"> ● 融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。 																													
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="2">融資限度額</th> <th rowspan="2">返済期間</th> </tr> <tr> <th>移転資金 又は 建設資金</th> <th>土地取得 資金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">建設</td> <td>耐火構造 準耐火構造 木造（耐久性）</td> <td rowspan="2">1,650万円</td> <td rowspan="2">970万円</td> <td>35年</td> </tr> <tr> <td>木造（一般）</td> <td>25年</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">購入</td> <td>新築 耐火構造 準耐火構造 木造（耐久性）</td> <td rowspan="2">2,620万円</td> <td rowspan="2"></td> <td>35年</td> </tr> <tr> <td>木造（一般）</td> <td>25年</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中古</td> <td>リ・ユース住宅 リ・ユースマンション</td> <td rowspan="2">2,320万円</td> <td rowspan="2"></td> <td>25年</td> </tr> <tr> <td>リ・ユースプラス住宅 リ・ユースプラスマンション</td> <td>35年</td> </tr> </tbody> </table>			融資限度額		返済期間	移転資金 又は 建設資金	土地取得 資金	建設	耐火構造 準耐火構造 木造（耐久性）	1,650万円	970万円	35年	木造（一般）	25年	購入	新築 耐火構造 準耐火構造 木造（耐久性）	2,620万円		35年	木造（一般）	25年	中古	リ・ユース住宅 リ・ユースマンション	2,320万円		25年	リ・ユースプラス住宅 リ・ユースプラスマンション	35年
				融資限度額			返済期間																						
		移転資金 又は 建設資金	土地取得 資金																										
建設	耐火構造 準耐火構造 木造（耐久性）	1,650万円	970万円	35年																									
	木造（一般）			25年																									
購入	新築 耐火構造 準耐火構造 木造（耐久性）	2,620万円		35年																									
	木造（一般）			25年																									
	中古	リ・ユース住宅 リ・ユースマンション	2,320万円		25年																								
		リ・ユースプラス住宅 リ・ユースプラスマンション			35年																								
	※ その他詳細については、下記にお問い合わせください。																												
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ● 関連事業計画又は勧告に基づいて、住宅を移転又は除去する際の当該家屋の所有者、借入人又は居住者で、地方公共団体から移転等を要することを証明する書類の発行を受けた方が対象です。 																												
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 0120-086-353 沖縄振興開発金融公庫 098-941-1850																												

(参考) 罹災証明書

罹災証明書は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2の規定に基づき、市町村が住家等の被害等の状況を調査し、被災者へ交付する「災害による被害の程度を証明する書面」であり、各種の被災者支援制度の適用を受ける際に必要とされるものです。

罹災証明書により証明される被害程度としては、「住家全壊」、「住家半壊」等があり、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）等に基づきそれらの判定が行われます。

■ 被害認定基準

住家全壊 (全焼・全流出)	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
住家半壊 (半焼)	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
住家大規模半壊	「住家半壊」の基準のうち、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもとする。
お問い合わせ	市町村

資料-30 農林漁業・中小企業・自営業への支援

(1) 株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫による資金貸付

支援の種類	融資
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫では、農林漁業者に対する各種の資金貸付を行っています。 ○ 農林漁業セーフティネット資金：災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資します。 ○ 農林漁業施設資金：災害により被災した農林漁業施設の復旧のための資金を融資します。 ○ 農業基盤整備資金：農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の復旧のための資金を融資します。 ○ 林業基盤整備資金：森林、林道等の復旧のための資金を融資します。 ○ 漁業基盤整備資金：漁港、漁場施設の復旧のための資金を融資します。 ● 上記のほかにも農林漁業者に対する資金貸付がございます。各種貸付事業の詳細については、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫にご確認ください。
活用できる方	● 農林漁業者
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫 0120-154-505 沖縄振興開発金融公庫 098-941-1840

(2) 小規模事業者経営改善資金（マル経融資）

支援の種類	貸付（融資）
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 小規模事業者経営改善資金（通称：マル経融資）制度は、商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会（以下「商工会議所等」という。）の実施する経営指導を受ける小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度です。 ① 貸付限度額 2,000万円 ② 貸付金利 平成30年11月1日現在 1.11%
活用できる方	以下の1及び2の要件を満たす方 1. 小規模事業者 常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合は5人以下）の法人・個人事業主 2. 商工会議所等の経営指導を受けているなどの要件を満たしている方
お問い合わせ	最寄りの商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会

(3) 生活衛生改善貸付

支援の種類	貸付（融資）
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> 生活衛生改善貸付制度は、生活衛生同業組合、組合が設立されていない場合は、都道府県生活衛生営業指導センター（以下「生活衛生同業組合等」という。）の実施する経営指導を受ける生活衛生関係業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度です。 ① 貸付限度額 2,000万円 ② 貸付金利 平成30年11月1日現在1.11%
活用できる方	以下の1及び2の要件を満たす方 1. 小規模事業者 常時使用する従業員が5人以下（旅館業及び興行場営業の場合は20人以下）の生活衛生関係の事業を営む法人・個人事業主 2. 生活衛生同業組合等の経営指導を受けているなどの要件を満たしている方
お問い合わせ	最寄りの生活衛生同業組合、組合が設立されていない場合は、都道府県生活衛生営業指導センター

(4) 災害復旧貸付

支援の種類	貸付（融資）								
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> 災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者等に対して、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫が事業復旧のための運転資金及び設備資金を融資します。 災害復旧資金貸付は、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫において、受付を行います。 日本政策金融公庫の災害復旧貸付の貸付限度額等は次のとおりです。 ○ 国民生活事業 <table border="1" data-bbox="475 1310 1305 1473"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>各貸付制度ごとの貸付限度額に上乗せ3千万円</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>適用する各貸付制度の貸付期間に準じる ※ 普通貸付を適用した場合は10年以内（うち2年以内の据置可能）</td> </tr> </table> ○ 中小企業事業 <table border="1" data-bbox="475 1512 1305 1601"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>別枠で1億5千万円以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>15年以内（うち2年以内の据置可能）</td> </tr> </table> ※ 沖縄振興開発金融公庫においては、日本政策金融公庫（国民生活事業、中小企業事業）の制度の内容に準じる。 ● その他の条件等詳しくは各機関にご確認ください。 	貸付限度額	各貸付制度ごとの貸付限度額に上乗せ3千万円	償還期間	適用する各貸付制度の貸付期間に準じる ※ 普通貸付を適用した場合は10年以内（うち2年以内の据置可能）	貸付限度額	別枠で1億5千万円以内	償還期間	15年以内（うち2年以内の据置可能）
貸付限度額	各貸付制度ごとの貸付限度額に上乗せ3千万円								
償還期間	適用する各貸付制度の貸付期間に準じる ※ 普通貸付を適用した場合は10年以内（うち2年以内の据置可能）								
貸付限度額	別枠で1億5千万円以内								
償還期間	15年以内（うち2年以内の据置可能）								
活用できる方	● 中小企業・小規模事業者等								
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫 0120-154-505 沖縄振興開発金融公庫 098-941-1785								

(5) 高度化事業（災害復旧貸付）

支援の種類	貸付（融資）						
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な災害により被害を受けた事業用施設を中小企業者が共同で復旧する場合、都道府県と独立行政法人中小企業基盤整備機構が必要な資金の一部の貸付けを行います。 支援の内容は次のとおりです。 <table border="1"> <tr> <td>貸付割合</td> <td>90%以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>20年以内（うち3年以内の据置可能）</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>無利子</td> </tr> </table> 詳しくは都道府県にご確認ください。 	貸付割合	90%以内	償還期間	20年以内（うち3年以内の据置可能）	貸付利率	無利子
貸付割合	90%以内						
償還期間	20年以内（うち3年以内の据置可能）						
貸付利率	無利子						
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> 事業協同組合等であって、共同で施設等の復旧のために土地、建物、構築物、設備の復旧を行う場合が対象です。 						
お問い合わせ	都道府県、独立行政法人中小企業基盤整備機構						

(6) セーフティネット保証4号

支援の種類	信用保証
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> 自然災害等の突発的事由（豪雨、地震、台風等）により経営の安定に支障が生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行います。 融資額の全額を保証（100%）、保証料率は信用保証協会所定（1.0%以内）。 無担保8千万円、最大で2億8千万円まで一般保証とは別枠で利用できます。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> 下記、(イ)、(ロ)の両方に該当する事業者（間接的な被害を受けた方も含む） <ul style="list-style-type: none"> (イ) 指定地域（災害救助法適用又は都道府県から指定の要請があつて、国が認めた地域）において1年間以上継続して事業を行っていること。 (ロ) 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。（売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要）
お問い合わせ	各都道府県等の信用保証協会

(7) 災害関係保証

支援の種類	信用保証
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害により事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産等に倒壊等の直接的な被害を受けた中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行います。 ● 融資額の全額を保証（100%）、保証料率は信用保証協会所定。 ● 無担保8千万円、最大で2億8千万円まで一般保証及びセーフティネット保証4号とは別枠で利用できます。
活用できる方	災害により、事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産に倒壊等の直接的な被害を受けた方（※市町村等が発行する罹災証明書が必要となりますが、提出していただく時期につきましては柔軟に対応いたしますので、ご相談ください。）。
お問い合わせ	各都道府県等の信用保証協会

(8) 職場適応訓練費の支給

支援の種類	給付・還付
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 職場適応訓練を実施する事業主に対して訓練費を支給します。また、訓練生に対して訓練手当などを支給します。 ● 事業主は、訓練費として職場適応訓練生1人につき24,000円/月（重度の障害者25,000円/月）が支給されます。短期の職場適応訓練については、960円/日（重度の障害者1,000円/日）です。 ● 訓練期間は、6か月（中小企業及び重度の障害者に係る訓練は1年）以内です。短期の職場適応訓練については、2週間（重度の障害者に係る訓練は4週間）以内です。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ● 職場適応訓練は、激甚な災害を受けた地域において就業していて、災害により離職を余儀なくされた方などであって、再就職を容易にするため職場適応訓練を受けることが適当であると公共職業安定所長が認める者を、次のイからホに該当する事業主に委託して行います。 <ul style="list-style-type: none"> イ 職場適応訓練を行う設備があること ロ 指導員としての適当な従業員がいること ハ 労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等に参加し、又はこれらと同様の職員共済制度を保有していること ニ 労働基準法及び労働安全衛生法の規定する安全衛生その他の作業条件が整備されていること ホ 職場適応訓練修了後、引き続き職場適応訓練を受けた者を雇用する見込みがあること
お問い合わせ	公共職業安定所又は都道府県労働局

資料-31 安全な地域づくりへの支援

(1) 災害公営住宅の整備

支援の種類	助成・補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害により住宅を失った低額所得者に賃貸するための公営住宅を整備等する場合に、国が支援を行うことで地方公共団体の負担を軽減する特例制度です。 ● 災害公営住宅の整備については、緊急かつ機動的な対応が求められることから、地域住宅計画への位置付けを必要としません。
活用できる方	● 地方公共団体
お問い合わせ	都道府県、市町村

(2) 既設公営住宅の復旧

支援の種類	助成・補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害により被害を受けた既設公営住宅等（改良住宅・地域優良賃貸住宅（公共供給型））や共同施設（集会所、管理事務所等）を復旧する場合に、国が支援を行うことで地方公共団体の負担を軽減する特例制度です。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 公営住宅等が滅失した場合の再建 2. 公営住宅等が損傷した場合の補修 3. 公営住宅等を再建するための宅地の復旧 ● 既設公営住宅等の復旧については、緊急かつ機動的な対応が求められることから、地域住宅計画への位置付けを必要としません。
活用できる方	● 地方公共団体
お問い合わせ	都道府県、市町村

(3) 市街地再開発事業

支援の種類	助成・補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 市街地再開発事業は、中心市街地等の木造家屋が密集して防災上危険な地区や、駅前広場等の公共施設の整備の遅れている地区を再整備する事業です。 ● 敷地を共同化し、高度利用することによって、多くの床や公共施設用地を生み出します。従前権利者の権利は、原則として等価で新しい再開発ビルの床に置き換えられます。高度利用によって新たに生み出された床の処分金収入は事業費にあてられます。 ● 基本計画作成や調査設計、土地整備、共同施設整備などが助成対象となっております。
活用できる方	● 個人施行者、市街地再開発組合、再開発会社、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社等
お問い合わせ	都道府県、市町村

(4) 宅地耐震化推進事業

支援の種類	助成・補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 大地震時における大規模盛土造成地の滑動崩落及び宅地の液状化による被害を防止するため、大規模盛土造成地などの変動予測調査及び防止対策を推進する事業です。 ● 滑動崩落防止工事及び液状化防止工事を行うための地盤等調査及び設計に要する費用が交付対象です。 ● 排水工、アンカー工、擁壁工等の滑動崩落防止工事及び地下水位低下工法等の宅地と公共施設との一体的な液状化対策に要する費用が交付対象です。 ● 規模や家屋数などの一定の要件を満たしていることが必要です。
活用できる方	● 地方公共団体
お問い合わせ	国土交通省都市局都市安全課都市防災対策企画室 TEL：03-5253-8402 FAX：03-5253-1587

(5) 都市防災総合推進事業

支援の種類	助成・補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 地震等による都市災害を対象として防災上重点的かつ緊急に整備を要する地域を明確にし、住民等の防災意識の向上等を図るために行う災害危険度判定調査が交付対象です。 ● 防災上危険な密集市街地等において、住民等のまちづくり活動を活性化するために行う事業が交付対象です。 ● 避難地・避難路等の地区公共施設の整備、避難所・津波避難タワー・耐震性貯水槽・備蓄倉庫等の防災まちづくり施設の整備などが交付対象です。 ● 激甚災害に指定された市町村を対象に、復興まちづくり計画の策定から公共施設や共同施設・修景施設等の整備までを一体的に支援するメニューがあります。
活用できる方	● 地方公共団体
お問い合わせ	国土交通省都市局都市安全課 TEL：03-5253-8401 FAX：03-5253-1587

(6) 土地区画整理事業

支援の種類	助成・補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 用地買収方式によらず、換地手法を用いて、道路、公園、河川等の公共施設を整備し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図ることにより、健全な市街地の形成と良好な宅地の供給に資する事業です。 ● 調査設計費や公共施設工事費、移転移設補償費などが助成対象となっております。
活用できる方	● 地方公共団体等
お問い合わせ	都道府県、市町村

(7) 街なみ環境整備事業

支援の種類	助成・補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活道路や公園・広場等の地区施設が未整備であったり、街並みが良好な美観を有していないなど、住環境の整備改善を必要とする区域において、住宅や地区施設等の整備改善を行う事業です。 ● 地区内の権利者等で構成される協議会組織による良好な街なみ形成のための活動や、街なみ環境整備方針及び街なみ環境整備事業計画の策定、生活道路や小公園などの地区施設整備のほか、地区住民の行う門・塀等の移設や住宅等の修景なども補助対象となっており、補助率は1/2又は1/3です。
活用できる方	● 地方公共団体、土地所有者等
お問い合わせ	都道府県、市町村

(8) 住宅市街地基盤整備事業

支援の種類	助成・補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅及び宅地の供給を促進することが必要な地域における住宅建設事業及び宅地開発事業の推進を図るため、住宅宅地事業に係る関連公共施設等の整備を総合的に行う事業です。 ● 道路、都市公園、下水道、河川、砂防設備等の公共施設整備のほか、多目的広場、公開空地、電線類の地下埋設等の居住環境基盤施設整備等が補助対象となっています。
活用できる方	● 地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等
お問い合わせ	都道府県、市町村

(9) 住宅市街地総合整備事業

支援の種類	助成・補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、密集市街地の整備改善など都市再生の推進に必要な課題に、より機動的に対応するため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う事業です。 ● 整備計画策定、住宅整備、公共施設の整備などが補助対象となっています。
活用できる方	● 地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等
お問い合わせ	都道府県、市町村

(10) 住宅地区改良事業

支援の種類	助成・補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 不良住宅が密集する地区の環境の整備改善を図り、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅の集団的建設を促進する事業です。 ● 不良住宅の買収除却、公共施設や地区施設の設備、改良住宅（賃貸）建設、改良住宅（賃貸）用地取得造成、一時収容施設設置費、改良住宅（分譲）の共同施設整備などが補助対象となっています。
活用できる方	● 地方公共団体
お問い合わせ	都道府県、市町村

(11) 小規模住宅地区等改良事業

支援の種類	助成・補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 不良住宅が集合すること等により生活環境の整備が遅れている地区において、住環境の整備改善又は災害の防止のために、住宅の集団的建設、建築物の敷地の整備等を実施する事業です。 ● 不良住宅の買収除却、公共施設や地区施設の設備、小規模改良住宅の建設などが補助対象となっています。
活用できる方	● 地方公共団体
お問い合わせ	都道府県、市町村

(12) 優良建築物等整備事業

支援の種類	助成・補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 市街地の改善整備、良好な市街地住宅の供給等の促進を図るための事業です。 ● 一定割合以上の空地確保や、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優れた建築物等の整備に対して、共同通行部分や空地等の整備などが補助対象となっています。 ● この事業には、「優良再開発型」「市街地住宅供給型」「既存ストック再生型」「都市再構築型」の4つのタイプがあります。 ● マンション再建に活用できます。
活用できる方	● 地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等
お問い合わせ	都道府県、市町村

(13) 防災集団移転促進事業

支援の種類	助成・補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進する事業です。 ● 住宅団地の用地取得造成、移転者の住宅建設・土地購入（ローン利子相当額）、住宅団地の公共施設の整備、移転促進区域内の宅地等の買い取り、移転者の住居の移転費用などが補助対象となっております。 ● 住宅団地について、10戸以上（移転しようとする住居の数が20戸を超える場合には、その半数以上の戸数）の規模であることが必要です。
活用できる方	● 市町村（特別な場合は都道府県）
お問い合わせ	国土交通省都市局都市安全課 TEL：03-5253-8401 FAX：03-5253-1587

(14) がけ地近接等危険住宅移転事業

支援の種類	助成・補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅の移転を行う方に対して、住宅の除却費や新築する住宅の建設費、土地の取得等に要する経費の一部を補助する事業です。補助率は1/2です。
活用できる方	● 市町村（原則として）
お問い合わせ	都道府県、市町村

(15) 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業

支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村地域防災計画に危険箇所として記載され、又は記載されることが確実であるがけ地のうち、激甚災害に伴い崩壊等が発生し、放置すると人家2戸以上に倒壊等著しい被害を及ぼすと認められる箇所においてがけ崩れ防止工事を実施する事業です。補助率は1/2です。
実施主体	● 市町村
お問い合わせ	都道府県、市町村

資料-32 相談窓口

(1) 事業資金相談ダイヤル

相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ● 中小企業、小規模事業者及び農林漁業者向けの融資制度やお申込み手続き等に関する相談を受付けています。 受付時間は平日午前9時から午後7時まで。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505 http://www.jfc.go.jp/ (日本政策金融公庫) ● 災害が発生した場合の特別相談窓口等も設置しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別相談窓口一覧 (日本政策金融公庫) http://www.jfc.go.jp/n/finance/saftyntnet/index.html ・ 沖縄においての相談窓口一覧 http://www.okinawakouko.go.jp/consultation/

(2) こころの健康相談

相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ● こころの健康についての相談を行っています。電話や面接で相談ができます。センターの規模によって異なりますが、医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、臨床心理技術者、作業療法士などの専門職がいます。
お問い合わせ	茨城県精神保健福祉センター 029-243-2870

(3) 法的トラブル解決のための総合案内所 (法テラス)

相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ● 全国の日本司法支援センター (法テラス) 地方事務所や全国統一窓口である法テラス・サポートダイヤル等において、利用者から面談、電話等によって問い合わせを受け付け、その内容に応じて、法的トラブルの解決に役立つ法制度や適切な窓口を無料で案内しています。また、「収入が一定額以下」などの条件を満たす方には、弁護士等による無料法律相談や弁護士費用等の立替え等の援助を行っています。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ● 法テラス・サポートダイヤル 0570-078374 ● 法テラスホームページ

(4) 人権相談

相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ● 差別や虐待、プライバシー侵害など、様々な人権問題について、法務局職員又は人権擁護委員が面談、電話又はインターネットで相談に応じます (無料・秘密厳守)。面談・電話による相談は平日午前8時30分から午後5時15分まで受け付けています。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ● みんなの人権 110 番 0570-003-110 (全国共通・ナビダイヤル) ● 子どもの人権 110 番 0120-007-110 (全国共通・フリーダイヤル) ● 女性の人権ホットライン 0570-070-810 (全国共通・ナビダイヤル) ● インターネット人権相談受付窓口 http://www.jinken.go.jp/ ● 外国語人権相談ダイヤル (Foreign language Human Rights Hotline) 0570-090-911 (全国共通・ナビダイヤル)

(5) 行政苦情 110 番

<p>相談内容、概要等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 国の行政全般について、皆様の苦情や意見・要望を受け付けます。また、「どんな支援策があるか知りたい」、「困っていることがあるが、どこに相談したらよいか分からない」など、被災者からの相談に応じるとともに、被災者に不足しがちな各種支援対策の情報を提供しています。
<p>お問い合わせ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 全国共通番号 0570-090110（月～金 8:30～17:15） ※ 管区行政評価局、行政評価事務所、行政監視行政相談センターによって受付終了時間が異なります。 ※ 夜間・土日祝日は留守番電話対応 ※ 最寄りの管区行政評価局・行政評価事務所・行政監視行政相談センターにつながります。一部の IP 電話では利用できない場合があります。その場合は、管区行政評価局・行政評価事務所・行政監視行政相談センターの電話番号におかけください。 ● 特別行政相談所 大規模な災害が発生した場合、被災者への速やかな情報提供、きめ細かな相談対応を行うため、適宜、被災地の市町村において「特別行政相談所」を開設しています。 ※ 特別行政相談所の開設日時、場所等については、上記の全国共通番号にお問合せください。

(6) よりそいホットライン

<p>支援の種類</p>	<p>サービス</p>
<p>制度の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「よりそいホットライン」は、生きにくさ、暮らしにくさを抱える人が、いつでもどこでも相談でき、適切な支援を迅速に受けられるための拠り所として、24 時間 365 日、無料電話によって、相談者のどんな相談にも寄り添い、一緒に解決する方法を探します。
<p>活用できる方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 生きにくさ、暮らしにくさを抱える人
<p>お問い合わせ</p>	<p>一般社団法人社会的包摂サポートセンター 0120-279-338</p>

(7) NHKふれあいセンター

支援の種類	サービス
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 放送受信料に関するお問い合わせ <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害免除に関するお問い合わせ ・ 住所変更等のご連絡 ● NHKのテレビ、ラジオなど受信に関する技術的なお問い合わせ https://www.nhk.or.jp/css/communication/callcenter.html
活用できる方	● 被災者
お問い合わせ	<p>(災害免除に関するお問い合わせ) 0570-077077 (9:00-20:00 年末年始を除く) 上記電話番号がご利用になれない場合は、 050-3786-5003 (9:00-20:00 年末年始を除く) (住所変更等のご連絡) 0120-151515 (9:00-20:00 年末年始を除く) 上記電話番号がご利用になれない場合は、 050-3786-5003 (9:00-20:00 年末年始を除く) (NHKのテレビ、ラジオなど受信に関する技術的なお問い合わせ) 0570-003434 (9:00-20:00 年末年始を除く) 上記電話番号がご利用になれない場合は、 東日本 050-3786-5005 (北海道、東北、関東、甲信越、東海・北陸) 西日本 050-3786-5006 (関西、中国、四国、九州)</p>

(8) 消費者ホットライン

支援の種類	サービス
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 消費者ホットラインは、消費生活センター等の消費生活相談窓口の存在をご存知ない消費者の方に、地方自治体が設置している身近な消費生活相談窓口をご案内することにより、消費生活相談の最初の一步をお手伝いするものです。 http://www.caa.go.jp/region/shohisha_hotline.html
活用できる方	● 消費生活センター等の消費生活相談窓口の存在をご存知ない消費者の方
お問い合わせ	● 独立行政法人国民生活センター 消費者ホットライン 188

(出典：内閣府 被災者支援に関する各種制度の概要〔一部修正〕)